

奈情審第61号
令和5年2月9日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 浜口 廣久

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和3年3月18日付け奈総総第707号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 行文第02-22号】

令和2年12月11日付け奈政人第211号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行文第 6 8 号

諮問：行文第 0 2 - 2 2 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が行った、令和 2 年 1 2 月 1 1 日付け奈政人第 2 1 1 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については、次のとおりとする。

- 1 別表に掲げる部分については開示すべきである。
- 2 現在弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書については保有していないことから、保有していない理由を付すべきである。
- 3 その余の部分は妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 1 2 月 1 日付けで、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「**条例**」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

弁護士資格がある職員を採用する際及び現在弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

- (1) 弁護士名簿登録通知
- (2) 証明書
- (3) 弁護士登録証明書

3 処分庁の決定

処分庁は、次の(1)から(3)までに掲げる本件対象行政文書の部分について、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる条例第 7 条第 2 号に該当するものとして、部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、令和 2 年 1 2 月 1 1 日付けでその旨を審査請求人に通知した。

- (1) 上記 2(1)のうち、文書番号、日付、会長名、所属会、登録番号、登録年月日、

生年月日及び本籍地（国籍）

(2) 上記2(2)のうち、文書番号、生年月日、事務所所在地、自宅住所、所属弁護士会、登録番号、登録年月日、日付及び会長名

(3) 上記2(3)のうち、所属弁護士会、登録番号、登録氏名、生年月日、登録日、事務所住所、事務所名、日付、会長名及び印影

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年3月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、処分庁に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 不開示部分是不開示情報ではない。文書特定又は理由提示に不備がある可能性を否定できない。

(2) 本件開示請求について

本件の請求文書名は、「弁護士資格がある職員を採用する際及び現在、弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書」であり、次のアとイの両方に応答しなければならない。

ア 採用する際、弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書

イ 現在、弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書

(3) 開示対象文書について

司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する（弁護士法（以下「**法**」という。）第4条）。弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会（以下「**日弁連**」という。）に登録されなければならない（法第8条及び第9条）。ゆえに、弁護士資格があることと弁護士会に所属していることは同義であるから、結局採用の際に日弁連に登録されていることを証する文書、請求時点で日弁連に登録されていることを証する文書が請求対象文書となる。

(4) 公告事項について

弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日弁連から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、官報をもって公告しなければならない（法第19条）。よって、弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消に係る公告事項は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから、条例第7条第2号ただし書アに当たる。官報の公告事項は、登録日、登録換え日、登録取消日、事由、登録番号、所属会及び氏名である。

また、弁護士会の会長及び副会長、日弁連の会長及び副会長の氏名は登記事項である（法第34条及び第50条）。日弁連は、新たに役員に就任した者の氏名及びその所属弁護士会名を、官報に公告しなければならない（役員就任規定第14条）。官報では、日弁連役員就任公告として、会長、副会長などの氏名と所属が公告されている。よって、日弁連の会長、弁護士会の会長の氏名は法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから、条例第7条第2号ただし書アに当たる。

(5) 3人の弁護士についての公告事項

本件の3人の弁護士について公告事項は官報のとおりである。

(6) 日弁連会長の氏名

本件に関係すると思われる年度の日弁連会長は官報に公告されている。他の年度も同様と考えられる。

(7) 不開示部分について

審査請求人は令和2年3月18日に、「弁護士資格のある者の募集・選考・任用にかかる文書（現任者及び2020年度から任用する者を対象とする）」などを請求し、行政文書部分開示決定を受けた。開示文書は3人の採用等に係る文書で、採用試験は平成26年度、平成28年度及び令和元年度に行われた。受験の際の提出書類に、弁護士登録証明書の写しが求められている。よって、本件開示文書は、この提出書類と考えられる。

ア 弁護士Aに係る弁護士名簿登録通知

弁護士Aについて、開示請求時点で弁護士資格を有すること、弁護士会に所属していること、所属会、登録番号、登録年月及び日弁連会長氏名は、公告等から確認できる。よって、所属会、登録番号、登録年月及び日弁連会長氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報ではない。文書番号及び日付が不開示情報かは判断できず。

イ 弁護士Bに係る証明書

弁護士Bについて、請求時点で弁護士資格を有していないこと、所属弁

護士会、登録番号、登録年月日及び日弁連会長氏名は、公告等から確認できる。よって、所属弁護士会、登録番号、登録年月日及び日弁連会長氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから、条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報ではない。証明書の日付や文書番号が不開示情報かは判断できず。

ウ 弁護士Cに係る弁護士登録証明書

弁護士Cについて、開示請求時点で弁護士資格を有していないこと、登録番号、登録日及び所属会は、公告等から確認できる。弁護士会長氏名は登記事項であり、公にされている。弁護士会長の印影は、所属会が公になっており、不開示とする理由はない。よって、登録番号、登録日、所属弁護士会名、所属弁護士会長氏名及び印影は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報ではない。登録証明書を発行した日が不開示でよいかは判断できず。

(8) 文書の特定について

公告等から、弁護士B及びCは開示請求時点で弁護士会に所属しておらず、弁護士Aは現在も弁護士登録している。弁護士名簿登録通知は、採用する際及び現在、弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書である。弁護士登録証明書及び証明書は、採用する際に弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書に過ぎず、弁護士B及びCが、現在弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書は、開示とも不開示とも記載していないから特定していない。

(9) むすび

弁護士名簿登録通知のうち、所属会、登録番号、登録年月日及び日弁連会長氏名、弁護士登録証明書のうち、所属会、登録番号、登録日、所属弁護士会の会長の氏名及び会長印、証明書のうち、所属弁護士会、登録番号、登録年月日及び日弁連会長氏名は、登記事項や公告事項であるから公になっており、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから、条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報ではない。証明書の日付及び文書番号が不開示情報かは判断できない。

弁護士B及びCが、現在弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを奈良市が確認した又は確認できる文書については特定していない。仮に不存在であれば、不開示部分及び不開示理由を記載していないから、理由提示に不備がある。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

1 弁明書

「弁護士名簿登録通知」における文書番号、日付、会長名、所属会、登録番号、登録年月日、生年月日及び本籍地（国籍）、「証明書」における文書番号、生年月日、事務所所在地、自宅住所、所属弁護士会、登録番号、登録年月日、日付及び会長名、「弁護士登録証明書」における所属弁護士会、登録番号、登録氏名、生年月日、登録日、事務所住所、事務所名、日付、会長名及び印影について、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別できる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）部分を不開示とする、行政文書部分開示決定を行ったものである。

2 口頭による説明

審査請求人の意見書を受けて、不開示部分の検討を行ったところ、「弁護士名簿登録通知」における文書番号、日付、会長名、所属会、登録番号及び登録年月日、「証明書」における文書番号、所属弁護士会、登録番号、登録年月日、日付及び会長名、「弁護士登録証明書」における所属弁護士会、登録番号、登録氏名、登録日、日付、会長名及び印影については、開示できるものである。

文書の特定については、弁護士資格の確認書類は、採用試験の実施時に受験資格の確認のために提出を求めているが、採用後に職員として職務を行うに当たって弁護士登録の有無は必要でなく、弁護士の登録状況について確認することまではしていないので、現在、弁護士資格があることを確認した、できるものはない。

第5 審査会の判断

1 当審査会は、審査請求人及び処分庁の双方の主張を踏まえ、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

2 争点1

処分庁は、本件対象行政文書のうち不開示とした部分（以下「**本件不開示部分**」という。）について、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合して、特定の個人を識別することができるものも含む）情報としている。一方、審査請求人は本件不開示部分に条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示情報である部分があることを主張しており、本件不開示部分が条例第7条第2号ただし書アに該当するかどうか争点である。

3 争点2

審査請求人は本件開示請求において、採用する際及び現在弁護士資格があることを処分庁が確認した又は確認できる文書を請求しており、本件処分における文書特定が妥当であったかが争点である。

4 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書アにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

5 本件不開示部分について

本件対象行政文書は、処分庁が弁護士資格を有する職員を採用選考した際に、弁護士資格を有することを確認するための資料として応募時に提出されたものであり、本件不開示部分は、弁護士の登録内容である。

それぞれ、弁護士名簿登録通知書（以下「**文書A**」という。）、証明書（以下「**文書B**」という。）及び弁護士登録証明書（以下「**文書C**」という。）と名称は異なるが、それぞれにより処分庁は採用時に当該職員が弁護士資格を有することを確認したものと認められる。

6 本件不開示部分の妥当性について

(1) 文書Aのうち、文書番号、文書日付け、文書発出者氏名、所属会、登録番号、登録年月日、生年月日及び本籍地（国籍）について

ア 文書番号、文書日付け及び文書発出者氏名

文書番号及び文書日付けは、それぞれの弁護士団体が発出した文書を整理するために付した番号とその文書の発出日であるが、文書番号及び文書日付けから特定の個人を識別することはできず、また他の情報と照合して特定の個人を識別することはできないと認められることから、条例第7条第2号に該当せず、開示することが妥当である。また、文書日付けを開示すると、当該年度の日弁連の会長氏名は官報で公告されており、文書発出者氏名は明らかであることから、開示することが妥当である。

イ 弁護士所属会、登録番号及び登録年月日

弁護士の所属会、登録番号及び登録年月日については、「弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、官報をもつて公告しなければならない。」

とした弁護士法第19条の規定により、官報に公告されており、条例第7条第2号ただし書アに該当することから、開示することが妥当である。

ウ 生年月日及び本籍地（国籍）

生年月日及び本籍地（国籍）については、条例第7条第2号に該当し、且つ同条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示が妥当である。

(2) 文書Bのうち、文書番号、生年月日、事務所所在地、自宅住所、所属弁護士会、登録番号、登録年月日、文書発出日及び文書発出者氏名について

ア 文書番号、文書日付け及び文書発出者氏名

上記(1)アと同様の理由により、開示することが妥当である。

イ 生年月日及び自宅住所

上記(1)ウと同様の理由により、不開示が妥当である。

ウ 所属弁護士会、登録番号及び登録年月日

上記(1)イと同様の理由により、開示することが妥当である。

エ 事務所名、所在地及び所属期間

当審査会が見分したところ、文書Bの事務所所在地には、当該弁護士が在籍していた事務所名及びその所在地が所属期間ごとに現在まで記載されている。日弁連においては、現在所属する事務所名を、弁護士会等でない者に対して提供のできる弁護士等の情報としている。これに基づき、通常、弁護士の所属する事務所名は、弁護士会以外の者に対して情報提供が行われるとすると、公表慣行が認められることから、事務所名のうち、現在に係る部分については条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示することが妥当である。

(3) 文書Cのうち、所属弁護士会名、登録番号、登録氏名、生年月日、登録日、事務所住所、事務所名、文書日付け並びに文書発出者の氏名、所属弁護士会名及び所属弁護士会会長印の印影について

ア 文書日付け

上記(1)アと同様の理由により、開示することが妥当である。

イ 生年月日

上記(1)ウと同様の理由により、不開示が妥当である。

ウ 所属弁護士会名、登録番号、登録日並びに文書発出者の氏名、所属弁護士会名及び所属弁護士会会長印の印影

上記(1)イと同様の理由により、開示することが妥当である。なお、文書発出者の氏名は、所属弁護士会名と文書日付けが開示されると当該年度の当該弁護士会の会長名は登記事項であり、文書発出者氏名は明らかであるこ

とから、開示することが妥当である。

エ 登録氏名、事務所住所及び事務所名

大阪弁護士会においては、会員である弁護士の職務上の氏名を使用している場合を含む氏名、現在所属する事務所名及び所在地を、市民に提供する情報としている。これに基づき、通常、職務上使用している氏名と弁護士の所属する事務所名や所在地は、市民に対して情報提供が行われるとすると、公表慣行が認められることから、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示することが妥当である。

7 文書特定の妥当性について

(1) 処分庁の説明によると、本件対象行政文書は上記5のとおり、処分庁が弁護士資格を有する職員を選考採用した際に、弁護士資格を有することを確認するための資料として応募時に提出されたものである。そうすると本件対象行政文書は本件開示請求のうち、「弁護士資格がある職員を採用する際、弁護士資格があること、弁護士会に所属していること」を処分庁が確認した文書であると認められる。

(2) 一方、本件対象行政文書が「現在弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを確認した又は確認できる文書」であるかについて、以下検討する。

処分庁の口頭説明によると、職員の採用時には応募資格の有無のため本件対象行政文書により弁護士資格があることを確認するが、採用後は資格の確認をする必要はなく、確認はしないということであり、処分庁が「確認した又は確認できる」文書はないと認められる。

そうすると、処分庁は「現在弁護士資格があること、弁護士会に所属していることを確認した又は確認できる文書」について、本件処分において存在しない理由を付していないことから、開示決定等をしていないというべきである。

8 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 3月18日	審査庁から諮問を受けた。

令和4年 8月31日	令和4年度第5回審査会 1 処分庁から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和4年 9月20日	令和4年度第6回審査会 事案の審議を行った。
令和4年10月25日	令和4年度第7回審査会 事案の審議を行った。
令和4年11月22日	令和4年度第8回審査会 事案の審議を行った。
令和4年12月13日	令和4年度第9回審査会 事案の審議を行った。
令和5年 1月30日	令和4年度第10回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和5年 2月 9日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石 黒 良 彦	弁護士	
上 田 健 介	上智大学法学部教授	会長職務代理者
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
中 谷 祥 子	弁護士	
浜 口 廣 久	弁護士	会長

別表

	開示すべき部分
文書A	1 文書番号 2 文書日付け 3 文書の発出者氏名 4 弁護士の所属会、登録番号及び登録年月日
文書B	1 文書番号 2 現在に係る事務所名 3 弁護士の所属会、登録番号及び登録年月日 4 文書日付け 5 文書の発出者氏名

文書C	<ol style="list-style-type: none">1 弁護士の所属会、登録番号、登録氏名、登録日、事務所住所及び事務所名2 文書日付け3 文書発出者の所属弁護士会名、氏名及び印影
-----	--